平成２４年（フ）第４８１号
兵庫県尼崎市口田中１丁目５番12号　ウィズ口田中マンション201号
債務者　わか駒こと　天田　洋平
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９９号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目３番18号エクセルマンション西難波103、前住所兵庫県神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石６番地の４サンベール須磨妙法寺426号
債務者　松本健一郎
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４０号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番３―406号
債務者　荒川　順子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４１号
兵庫県尼崎市名神町２丁目２番１―801号
債務者　片岡　常利
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４４号
広島市東区戸坂山崎町８番39号
債務者　有田　実敏
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３５号
広島県安芸郡府中町城ケ丘11番９号
債務者　岡本　直子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８１号
広島市安佐北区深川２丁目11番12―１号
債務者　新谷　美穂
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２２号
広島市西区南観音１丁目９番５―404号
債務者　中村かおり
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５３号
広島市中区大手町５丁目10番４―805号　第10片山ビル
債務者　里　　義則
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５号
山口県長門市三隅下3553番地７
債務者　内田　直美
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２４５号
福岡県久留米市西町1286番地２　ラディジェム旭801号
債務者　黒崎　秀輝
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２８３号
長崎県西海市西彼町上岳郷24番地、旧住所長崎県西海市西彼町白崎郷1060・1061番地
債務者　宮原美由喜
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3669番地
債務者　田川　元美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
大分県国東市国東町治郎丸1598番地
債務者　小山田千春
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月31日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
福岡県八女市大籠23番地
債務者　池田　国司
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第６７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1967番地３
債務者　森田　　潤
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第３０６号
山梨県甲州市塩山上塩後1279番地Ｋ３―103
債務者　檜垣　美雪
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係